

## 養鶏振興法

### 第2条（定義）

この法律において「標準鶏」とは次に掲げる鶏の品種であることを示す外形状の特徴で農林水産省令で定めるものを備える鶏をいう。

- 一 単冠白色レグホーン種
- 二 横はんプリマスロック種
- 三 単冠ロードアイランドレッド種
- 四 ニューハンプシャー種
- 五 名古屋種
- 六 三河種
- 七 その他農林水産省令で定める品種

### 第5条（標準鶏の認定）

種卵を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林水産省令で定めるところにより、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏について標準鶏である旨の確認をしたときは、当該鶏に農林水産省令で定める標識をつけるものとする。

## 養鶏振興法施行規則

### 第1条（標準鶏の特徴）

養鶏振興法（以下、「法」という。）第2条第1項の外形上の特徴で農林水産省令で定めるものは、別表の品種の欄に掲げる鶏の品種の区分に応じ、とさか、顔、眼、じだ、肉垂、くちばし、羽装、羽毛、翼、尾、背、胸、すね及びゆび、けづめ、つめ並びにあしのうらがそれぞれ同表の相当欄に掲げるものであることとする。

### 第6条（標準鶏認定の申請）

法第5条第1項の規定による標準鶏の認定を受けようとする者は、別記様式第3号による申請書（申請書様式）をその申請に係る鶏の飼養施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

